

## 周南市公園愛護会要領

### (目的)

第1条 この要領は都市公園及び普通公園（以下「公園」という。）の愛護を目的とし、公園が市民の憩いの場として、また、健全かつ楽しい遊び場となるよう児童においては保護善導し、併せて公園内の美化に協力する団体（以下「公園愛護会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (届出事項)

第2条 公園愛護会を結成したときは、その代表者は公園愛護会結成届（別記様式第1号）により、市長にその旨を届け出なければならない。

2 公園愛護会の名称及び代表者に変更があったときは、公園愛護会名称・代表者変更届（別記様式第2号）により、市長に変更のあった旨を届け出なければならない。

3 公園愛護会が解散し、その活動を廃止したときは、公園愛護会廃止届（別記様式第3号）により、市長にその旨を届け出なければならない。

4 愛護会活動を行う公園の一部をコミュニティガーデンとして使用するときは、公園施設使用届（別記様式第4号）により、市長にその旨を届け出なければならない。但し、使用できるのは公園面積の20%までとし、使用する場所及び植える草花、その他軽微な事項についても、事前に、所管課と協議しなければならない。使用を中止した場合は、速やかに所管課へ連絡するとともに、原状に復さなければならない。

### (活動報告書)

第3条 公園愛護会は、第1条に定める目的に沿った活動をしたときは、その活動内容を活動日誌（別紙様式第5号）に記載し、記録しなければならない。

2 公園愛護会は、市長の求めに応じ前項に定める活動日誌を市長に提出しなければならない。

### (報償金の交付)

第4条 市長は前条第2項の規定により記録簿の提出があったときには、これを検定し、予算の範囲内において別に定める基準により、当該公園愛護会に報償金を交付する。

### (表彰)

第5条 市長は、活動が特に優れていると認められる場合は、当該愛護会を表彰することができる。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

- 2 この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

- 3 この要領は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

- 4 この要領は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

- 5 この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

- 6 この要領は、令和7年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行前に、旧周南市公園愛護会報償要領の規定により、結成され現に活動している公園愛護会については、本要領の相当規定により届け出された公園愛護会とみなす。

## 基 準

### 1. 公園愛護会の活動についての基準

- (1) 公園の除草作業は、原則として年3回以上実施すること。
- (2) 公園の清掃活動は、原則として月1回以上実施すること。
- (3) 公園利用等について、児童の保護善導活動を必要に応じ実施すること。
- (4) 公園内施設（遊具等）の破損等について通報すること。
- (5) 公園愛護活動に必要な清掃道具等については、支給しない。

### 2. 公園愛護会報償金の交付についての基準

- (1) 公園愛護会の活動を行う公園の面積が500㎡未満のとき  
活動の期間が半年毎に6,000円
- (2) 公園愛護会の活動を行う公園の面積が500㎡以上1,000㎡未満のとき  
活動の期間が半年毎に9,000円
- (3) 公園愛護会の活動を行う公園の面積が1,000㎡以上3,000㎡未満のとき  
活動の期間が半年毎に12,000円
- (4) 公園愛護会の活動を行う公園の面積が3,000㎡以上10,000㎡未満のとき  
活動の期間が半年毎に15,000円
- (5) 公園愛護会の活動を行う公園の面積が10,000㎡以上のとき  
活動の期間が半年毎に18,000円

## 公園愛護会結成届

年 月 日

周南市長 様

公園愛護会

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

私たちは、公園の愛護を目的として以下のとおり公園愛護会を結成し、公園が児童の健全、かつ楽しい遊び場となるよう児童を保護善導し、併せて公園内の美化に協力します。

### 記

公園名・管理面積	公園	m <sup>2</sup>
公園愛護会の名称		
結成年月日	年	月 日
代表者	住所	(郵便番号 — )
	電話番号	

**※同一公園において既存愛護会が活動している場合**

**【既存愛護会との協議】**

既存 愛護会 承諾欄 (1)	新規愛護会の活動を了承します。また、従来の管理面積が減少し報償金が減額変更となる場合も、それを了承します。	
	金額変更	(無・有 ( 円 → 円 ) ) ※市担当者 事前確認
	愛護会名	
	代表者名	㊟
既存 愛護会 承諾欄 (2)	新規愛護会の活動を了承します。また、従来の管理面積が減少し報償金が減額変更となる場合も、それを了承します。	
	金額変更	(無・有 ( 円 → 円 ) ) ※市担当者 事前確認
	愛護会名	
	代表者名	㊟

別記様式第2号（第2条関係）

## 公園愛護会名称・代表者変更届

年 月 日

周南市長 様

公園愛護会  
新代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊤

下記のとおり、公園愛護会の代表者を変更しましたのでお届けします。

記

公園名	公園
公園愛護会の名称	(旧名称： )
代表者変更年月日	年 月 日
新代表者	住所 (郵便番号 - )
	電話番号
旧代表者氏名	

別記様式第3号（第2条関係）

# 公園愛護会廃止届

年 月 日

周南市長 様

公園愛護会  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり公園愛護会を解散しましたのでお届けします。

記

公園名	公園
公園愛護会の名称	
廃止年月日	年 月 日

# 公園施設使用届

年 月 日

周南市長 様

公園愛護会

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

私たちは、公園愛護会として活動している公園内に、地域の憩いの場としてみんなが集い、交流を深めることを目的として、下記のとおりコミュニティガーデンとして使用したいのでお届けします。

記

公園名・コミュニティガーデンの面積	公園 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>
コミュニティガーデンの内容	※コミュニティガーデンの位置図は裏面に記入のこと
使用開始年月日	年 月 日
公園愛護会の名称	
代表者	住所 (郵便番号 - )
	電話番号

**※同一公園において既存愛護会が活動している場合**

**【既存愛護会との協議】**

既存愛護会承諾欄	(1)	コミュニティガーデン活動を了承します。
		愛護会名
		代表者名 ㊟
既存愛護会承諾欄	(2)	コミュニティガーデン活動を了承します。
		愛護会名
		代表者名 ㊟

